

# さいわい 虹 便り

No.93

発行者 吉田唯之 柳原智江 古賀幸恵 渡辺恵里

この度さいわい訪問看護ステーションの管理者となりました古賀幸恵です。「興味があった訪問看護をやってみたい」「自分の持つ看護の力を試したい」と入職し、あれから十数年、利用者様及びご家族様、地域の医療機関や関係機関の皆様には訪問看護の楽しさ、嬉しさ、厳しさ等たくさんのお話を学ばせて頂きました。

利用者様、ご家族様には訪問の度に私自身元気を頂いてまいりました。管理者となっても変わらなず訪問させて頂きます。ステーションがこれまで以上に利用者様の穏やかな在宅療養の手助けができる存在であるよう、管理者として日々精進して参りたいと思っております。これからもよろしくお願ひ致します。



管理者  
古賀 幸恵  
こが さちえ



さいわい  
訪問看護ステーション

就任挨拶

## 事業所紹介

当ステーションは看護師十五名、事務一名在籍。病院での勤務経験を経て、訪問看護に携わりたいと集まった仲間です。

スタッフ全員ミドル世代！経験豊富な知識と技術で、〇歳から百歳を超える幅広い年齢層の利用者様に対し、病状管理や医療ケア、精神支援等、住み慣れたご自宅で安心して在宅療養ができるようご支援させていただきます。



お困りのことがありましたら  
お気軽にご相談ください  
☎044-556-4213

さいわい虹便りは、ホームページでもご覧いただけます。  
(バックナンバーも公開中です。)

さいわい虹だより



<https://sekishinkai-zaitaku.jp>

QRコードからも  
アクセスできます



「知らぬ者から来た訪問販売員が、こんなときはどう？」

「こんなときはどう？」

「やのー」



悪質商法から身を守りましょう

見知らぬ業者等による訪問・電話による詐欺で金品を騙し盗られた等の被害をよく耳にします。

原則は

- ・玄関の鍵は常にかけておく
- ・知らない人にはドアを開けない
- ・「帰ってください!」とはっきり伝える
- ・電話の場合は
- ・勧誘と分かったら電話を切る
- ・自分や家族のことは話さない
- ・「お断りします!」とはっきり伝える



お断りします

…ですが、万一家に上がり込まれた、契約してしまった、という場合も決して諦めないでください。  
「こんなとき、どうすれば?」  
自分や家族や大切な人が被害に遭わないために。  
今回は、代表的なクーリング・オフ制度について説明します。

クーリング・オフ制度の概要

取引種類	内容	クーリング・オフ期間
訪問販売	自宅などへの訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法など	8日間
訪問購入	自宅などへ訪問しての、貴金属等の買い取りを行う取引	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘される契約	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療サービス(以上7つの継続的な契約)	8日間

①クーリング・オフについてよく聞くと...

いったん契約の申し込みや締結をした場合でも、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

- ※上記取引には原則、契約書面交付義務が発生します。
- ※クーリング・オフ期間は契約書面を受領した日を含めて起算します。
- ※事業者が嘘を言う、脅すなどでクーリング・オフを妨害した場合、その妨害が解消されるまで、いつでもクーリング・オフできます。
- ※契約書面を受け取っていない、あるいは契約書面に不備がある場合 所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。
- ※工事を伴う契約の場合、工事後でもクーリング・オフ期間内であれば事業者側の負担により工事前の状態に戻すことができます。

## ② クーリング・オフの手続きの仕方は？

- クーリング・オフは必ず書面で行います。
- (1) 契約した事業者の代表者宛にハガキを作成。
  - (2) ハガキの両面をコピーして保存する。
  - (3) 特定記録郵便や簡易書留郵便を利用する。
  - (4) クーリング・オフ期間内に投函する。
  - (5) ハガキコピーを含め関係書類は5年間保存する。

【必須記入】

申込(契約)日 年 月 日  
 商品等名称  
 商品等価格 円  
 事業者名  
 担当者氏名

【必須記入】(カッコ内の方に○印、一方は取り消し線を引くこと)  
 上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除)します。

【選択記入】※不要の場合は取り消し線を引くこと  
 <代金を支払っている場合に、口欄にチェックのうえ金額を記入>  
つきましては、支払い済みの 円は直ちに返金してください。  
 <商品を受け取っている場合に、口欄にチェックを>  
なお、商品は早急に引き取ってください。

【必須記入】 年 月 日(記入日)

(契約者)住所 〒  
 (契約者)氏名

※ハガキ裏面記載のしかた



神奈川県消費生活課ホームページより抜粋

## ③ 対象外の取引

- ・「通信販売」にあたる取引。  
 新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどの広告を見て申し込んだ契約。
- ・(広告表示額と実際の請求額が大きく異なる場合はクーリング・オフが適用となる場合があります。)
- ・現金総額三千円未満の場合。
- ・化粧品や健康食品など使用、消費してしまった場合。
- ・クーリング・オフ対象でなかったり、クーリング・オフ期間を過ぎてしまったときでも、困ったとき、まずは下記窓口へ

## 強引な訪問には

原則は「玄関を開けないこと」ですが、  
 万一人入られてしまった場合でも  
 「会社名と名前を教えてください」と冷静に聞き、必要ない場合は「帰って下さい」と伝えましょう。  
 名乗らない・帰らない場合、違法行為です。  
 ためらわず警察に通報しましょう。  
 断る意志を見せることが、万一契約してしまった場合でも、後の契約解除の際に重要となります。



困ったとき一人で悩まず  
 ご相談ください！！

・川崎市消費者行政センター  
 消費生活トラブルで困ったときは…

相談窓口電話番号

**044-200-3030**

月～金曜日9:00～16:00 / 土曜日10:00～16:00

\*日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く  
 \*金曜日は電話相談のみ19:00まで受付 \*土曜日は電話相談のみ受付

全国共通の電話番号  
 「消費者ホットライン」

**188**

消費者ホットライン 平日バックアップ相談

最寄りの相談窓口で電話が繋がらない場合

03-3446-1623

# 新川崎居宅介護支援事業所

## 就任挨拶



渡辺 恵里

四月より管理者を務めさせていただく事となりました渡辺恵里と申します。当事業所に入職して十六年目となり、地域の皆様と共に今日まで過ごしてまいりました。自分の支援が利用者様の生活により良いものとなっていくか、立ち止まり考えながら歩んできた日々だったと思います。そのたびに、だれよりも利用者さんに助けられ、育てていただいたと思っています。これからも地域の皆様が住み慣れた場所で生活したいという思いを大切に、精一杯務めさせていただきます。今後とも新川崎居宅介護支援事業所をよろしくお願いたします。

## 新入職紹介



三谷 利津子



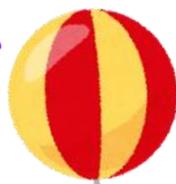
皆様はじめまして、四月一日に新川崎居宅介護支援事業所に入職しました三谷利津子です。これまでは特別養護老人ホームで介護職として八年、在宅介護支援センターで十三年ケアマネジャーをしていました。川崎に越えてきて六年、自分の住んでいる地域で働きたいと思い入職しました。縁の下の方持になれるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。



日々、皆様のお役に  
立てるよう奮闘中です

当事業所は五人のケアマネジャーと事務員一人の計六人の少数精鋭の事務所です。五人のケアマネジャーは平均十年以上、主任ケアマネジャー資格取得者は三人と経験を積んできております。

介護を必要とされている方や、そのご家族の気持ちに寄り添い、住み慣れた自宅での生活が継続できるようお手伝いさせていただきます。どのようなサポートが必要か、一緒に相談しながらケアプランを作成しています。



お問い合わせ

☎044-522-6307



### 【編集後記】

梅雨に入り、雨に打たれた新緑がまぶしい季節です。店頭に並び、美しくつややかなサクラランボを見られる楽しみも、この季節ならではですね。



編集者 森田貴 渡邊文祐 本間有由実 新庄裕子 深井純子